

令和5年第1回

君津市農業委員会議事録

令和5年1月6日（金）

令和5年第1回君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年1月6日（金）午後2時00分から午後2時33分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 7号から議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第13号 令和4年度第8次農用地利用集積計画について

日程第6 報告第 1号から報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号から報告第 7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 8号から報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（13名）

2番	鮎川	正幸	3番	水野	徳子
4番	小笠原	武男	5番	笹本	幸恵
6番	宇野	真弘	7番	神子	純一
8番	石橋	定雄	9番	真板	徹
10番	田丸	三郎	11番	鳥海	純次
12番	江澤	康雄	13番	鈴木	清
14番	粕谷	定嗣			

欠席委員（1名）

1 番 鈴 木 郁 夫

出席した職員

事務局長	永田	聡
事務局次長	永嶌	一環
主任主事	江澤	俊太
会計年度任用職員	白石	勇一
上総事務所長	川名	勲
経済環境部農政課企画調整係長	奥倉	康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、明けましておめでとうございます。

昨年中は、公私にわたりまして大変お世話いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

年が明けましたので、我々の3年の任期も、もう本当に半年余りというところへまいりました。いろいろ農業委員会の活動につきましても、内容も変わってまいりまして、最後の仕上げということでいろいろ大変なこともあろうかと思えますけれども、任期まで皆さんと力を合わせまして職務を遂行してまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速総会に入りたいと思います。

◎諸般の報告

会 長 今回は、12月総会以降の会議、行事等はございませんので、報告はありません。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和5年第1回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

10番、田丸三郎委員、11番、鳥海純次委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第6号

議長 日程第3、議案第1号ないし第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について御説明いたします。

議案第1号でございます。

大井地先の田1筆、面積2,015平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は農地を維持管理できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準といたしまして、下限面積を超えた1万5,425平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、耕運機、コンバイン、軽トラック、草刈り機を所有しております。農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。次に、議案第2号、議案第3号につきましては、譲受人が同一のため、一括して説明をさせていただきます。

両議案とも対象となる農地は、奥米地先の農地で、新たに農業に参入する法人が農地所有適格法人として農地を賃貸借する内容の申請となっております。

議案第2号は、奥米地先の田2筆、畑1筆、合わせまして面積3,247平方メートルを、議案第3号は、同じく奥米地先の田2筆、面積1,283平方メートルを賃貸借しようとするものでございます。

申請理由といたしまして、両議案とも譲渡人は高齢により農地の管理が困難なため、譲受人は法人として新規就農するため、ブルーベリーの栽培に適した農地を賃借したいものでございます。

許可基準といたしまして、下限面積につきましては、この2議案の許可によりまして、4,530平方メートルの農地を経営することになりまして、奥米地先の下限面積40アールを超えることとなります。農機具は運搬車、草刈り機を所有し、農作業従事日数を含む農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しております。栽培技術につきましては、重要な使用人が木更津市で研修を受けており、資格等については問題ないと思われま

す。続きまして、議案第4号について説明いたします。

寺沢地先の田3筆、畑1筆、合わせまして面積1,658.61平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は相続をしましたが耕作ができないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、下限面積を超えた5,649平方メートルの農地を経営し、農機具は農業用トラック、耕運機、噴霧器、その他を所有しております。農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま。

次に、議案第5号について説明をいたします。

議案第5号も、新たに農業に参入する法人が農地所有適格法人として農地を賃貸借する内容の申請となっております。

怒田地先の田4筆、面積6,101平方メートルを賃貸借する内容でございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は相続したが、会社員であり農地の管理が困難なため、譲受人は法人として新規就農するため、ブルーベリーの栽培に適した農地を賃借したいものでございます。

許可基準といたしまして、下限面積については、本申請が許可されることによりまして、怒田地区の下限面積を超える6,101平方メートルの農地を経営することになります。農機具は運搬車、草刈り機を所有し、農作業従事日数を含む農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しております。栽培技術については、重要な使用人が木更津市で研修を受けておりまして、資格等については問題ないと思われま。

次に、議案第6号について説明をいたします。

議案第6号につきましても、新たに農業に参入する法人が農地所有適格法人として農地を賃貸借する内容の申請となっております。

申請内容でございますけれども、芋窪地先の田5筆、面積5,011平方メートルを賃貸借するものでございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は耕作ができず管理することが困難なため、譲受人は法人として新規就農するため、ブルーベリーの栽培に適した農地を賃借したいものでございます。

許可基準といたしまして、下限面積につきましても、本申請が許可されると、同地区の下限面積を超える5,011平方メートルの農地を経営することとなります。農機具は運搬車、草刈り機、手押し車、剪定ばさみを所有し、農作業従事日数を含む農地所有適格法人としての

要件を満たしていることを確認しております。栽培技術につきましては、重要な使用人が木更津市で研修を受けており、資格等については問題ないと思われま

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第1号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊1ページを御覧ください。

地図右側は清和方面、左側は君津方面です。天照大神社前を通っているのが県道92号線です。神社から君津方面へ200メートルくらい行った十字路を左折し、そこから200メートルくらい行った右側に議案の場所があります。現地は、田んぼとしてきちんと管理されていま

た。令和4年12月29日、午後2時頃に譲渡人、譲受人と現地で会い、聞き取りをいたしました。

譲渡人は、年齢や体力的なこと、後継者がいないということを考え、維持管理していくのは困難と判断、また、譲受人は5年ほど前からここを耕作しており、隣接する田んぼも耕作していることから、今回のお話になりました。

特に問題ないと思われま

議長 続きまして、議案第2号ないし第3号について、9番、真板委員からお願いします。

真板委員 9番、真板です。

議案第2号及び第3号につきましては、借主が同一のため、一括で現地調査の結果を説明させていただきます。

詳細は、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。

去る12月25日、10時から、貸主2名と借主の代理人と4名で現地確認を行いました。

申請地は、別冊2ページを御覧ください。

左上のほうに、スポーツ広場とありますが、その左は図面にはありませんけれども、左上のほうは旧三島小学校でございます。その小学校からスポーツ広場を抜けて、ともえやさん、そしてダムを抜けて2つのトンネルがあります。これは奥米隧道でございます。奥米隧道の

出口から400メートルほど入ったところが2号の申請地です。そして、さらに100メートルほど下ったところが2号及び3号の申請地でございます。

2名の貸主は、数年前から所有農地全ての耕作をしておりません。年5回から6回の草刈りをしているということで、非常にきれいに管理されていましたが、貸すことによって、草刈りが減って助かるというふうに申しておりました。

この地域は、猿やイノシシの被害が多いために休耕に至ったということですので、獣害は懸念されますけれども、既に被害のありそうな各地の農地でブルーベリーが栽培されておりますので、問題はないかなというふうに思われますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第4号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第4号について、現地確認について御説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊3ページを御覧ください。

中央付近、上から木更津方面から下に松丘方面に向かい、電気屋さんのあるところが交差点であります。交差点を直進して300メートルぐらいほど行き、右折して100メートルぐらい行ったところですよ。

12月27日、代理人と連絡を取り、現地でお話を伺いました。

譲渡人は相続で取得しましたが、農業経験も全くなく、何も耕作はされておりました。譲受人は耕作地を増やしたいため、知人に相談し紹介してもらい、空いていたところを整地して、客土もしてきれいにしてありました。今後は、ミカンを植えるとかして畑として使用することでした。

隣地を所有する地主さんも立ち会っておりましたので、話を伺いましたら、何を耕作しても何ら問題ないと言っておりましたので、私も問題ないと判断してきました。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第5号ないし第6号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第5号について、現地調査の結果について説明をいたします。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりであります。

12月26日、代理人と現地で会いました。場所がちょっと分からないので、推進委員と

一緒に行きました。

場所は、別冊資料4ページであります。

怒田の北向地蔵尊に向かい、それから車で20分ぐらい細い道を何とか下り切り、小さな橋の左側の5枚の田です。きれいに草刈りされてきました。ここでブルーベリー栽培すると説明を受けましたが、ここまでの往復がとても大変と思いました。

譲渡人は耕作できず、管理が困難なため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請は特に問題がないと思いますので、よろしく申し上げます。

続いて、議案第6号について、現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

12月26日、代理人と9時に現地で会いました。ただ、4号の代理人と同一人物でした。場所は、別冊資料5ページになります。

410号バイパスとの交差点をオートキャンプ場方面に1キロ行った左側の5枚の田です。現在は、耕作放棄地の状態でした。

譲受人はブルーベリー栽培を予定していると説明を受けました。譲渡人は管理ができないため、今回の申請になりました。

特に問題はないと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第7号ないし議案第12号

議 長 日程第4、議案第7号ないし第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第8号ないし第12号につきましては、14番、粕谷委員が関係する事項が含まれておりますので、初めに、議案第7号について審議をいたします。

事務局の説明をお願いします。

永島次長 議案第7号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

大井戸地先の畑1筆、373平方メートルを所有権移転により専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地相当となります。本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第33条第4号の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に限り認められるものです。

譲受人と譲渡人は親子関係で、譲受人は現在、木更津市の賃貸に住んでおり、子供も生まれ現在の住まいも手狭になったことから、譲渡人に相談したところ、ここに専用住宅を設置する話がまとまりました。

計画では、住宅に併せ2台分のカーポートを設置する計画です。

造成につきましては、埋立てをせず整地のみ行います。

用水は公営水道を利用し、排水は浄化槽を設置して、処理水を既存施設に放流します。

工事中は、交通安全、土砂等の流出に注意を払います。工事車両の進入、通行に注意し、必要に応じて誘導員を配置し、近隣住民の生活に支障がないよう注意いたします。

防災計画は、ネット等を張り、周辺に危険が及ばないようにいたします。

北側、西側の農地とは道路を挟んでいますので、日照、通風への影響は問題ないと考えておりますが、農地への影響がないよう注意を払います。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第7号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第7号について説明します。

詳細は、事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊6ページを御覧ください。

場所は、大井戸諏訪神社の北側に位置する畑であり、12月27日、譲受人の代理人の立会いによる現地の確認をしました。

畑を専用住宅に転用するもので、特に問題はないと思われまますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

次に、議案第8号ないし第12号については、14番、粕谷委員が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(14番 粕谷委員 退室)

議長 それでは、議案第8号ないし第12号について事務局の説明をお願いします。

永瀧次長 議案第8号ないし第12号について、同一事業でありますので、一括して御説明い

たします。

議案書の3ページ、4ページを御覧ください。

黄和田畑地先の田8筆、2,228平方メートルと畑2筆、435平方メートル、合計面積2,663平方メートルを所有権移転により、キャンプ場へ転用します。

申請地は市街化調整区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲受人は申請地の隣接地でキャンプ場を経営しており、最近のキャンピングブームに加えて、新型コロナウイルス感染症を避けるために需要が高まっており、週末は飽和状態のため、増設を計画しました。

譲渡人らは高齢や労力の都合により、農地の保全管理が困難であるからであります。

埋立て等を行わず、整地のみ施工します。

敷地内の雨水は自然浸透式で処理し、汚水、雑排水が発生する炊事場、トイレ等は新たに設けず、隣接する既存施設を利用します。

整地工事を実施するに当たり、安全を確保するため、進入防止柵及びカラーコーン等を設置します。

キャンプ場を目的とした転用なので、日照、通風等の影響は少ないと考えています。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第8号ないし第12号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木です。

議案第8号から12号について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別冊7ページを御覧ください。

議案第8号から第12号は、譲受人が同一なので一括で説明します。

中央に465号線がありますが、上のほうが亀山駅で、右のほうページで7ページと書いてあるほうが交差点のほうであります。黄和田畑の青年館より、右に500メートル行き、また右に100メートル、また右に300メートル行きます。そのところの右下100メートルほど下ったところが申請地であります。

12月26日、現地で代理人の話を聞きました。

譲渡人は遠方に住んでおり、また、高齢者も多くいまして、農地を管理することができな

いということでありました。

譲受人はキャンプ場拡大のため、購入したいということです。

特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

14番、粕谷委員の入室を認めます。

(14番 粕谷委員 入室)

◎議案第13号

議長 日程第5、議案第13号 令和4年度第8次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

経済環境部農政課より説明をお願いします。

経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉でございます。

議案第13号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和4年度第8次農用地利用集積計画の作成に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書6ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区3件、10筆、4,711平方メートル、小糸地区1件、4筆、3,659平方メートル、小櫃地区につきましては2件、16筆、1万6,023平方メートル、合計6件、30筆、2万4,393平方メートルでございます。

今回、所有権移転についてはございません。

個別の案件につきましては、議案書7ページから10ページに記載のとおりでございます。

農用地利用集積計画でございますが、市では、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

第13号に関する説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等ございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第13号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第11号

議長 日程第6、報告第1号ないし第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に

ついて、報告第5号ないし第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第8号ないし第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第11号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第11号を終わります。

◎閉会

議長 これをもちまして、令和5年第1回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和5年第2回農業委員会総会は、令和5年2月6日月曜日、市役所6階災害対策室にて開催の予定でおりますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時33分)